



# 栃木県公報

令和4(2022)年  
3月31日(木)  
号外  
第26号

## 目 次

### 条 例

○栃木県県税条例の一部改正..... 2

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◇栃木県県税条例の一部改正（栃木県条例第21号）

地方税法の一部改正に伴い、次のとおり改正することとしました。

- 1 ガス供給業のうち導管ガス供給業以外の事業に係る法人事業税の課税方式を次のとおり見直すこととしました。（第54条、第56条及び第58条関係）
  - (1) ガス供給業のうち特定ガス供給業に係る法人事業税について、収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額により課することとしました。
  - (2) ガス供給業のうち導管ガス供給業及び特定ガス供給業以外のものに係る法人事業税について、資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）1億円超の普通法人にあっては付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により、資本金1億円以下の普通法人等にあっては所得割額により、それぞれ課することとしました。
- 2 所要の規定の整備をすることとしました。
- 3 施行期日等
  - (1) この条例は、令和4（2022）年4月1日から施行することとしました。
  - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

条 例

栃木県条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和4年3月31日

栃木県条例第21号

栃木県条例の一部を改正する条例

栃木県条例(平成17年栃木県条例第5号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業税の納税義務者等)</p> <p><b>第54条</b> 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。</p> <p>(1) 次号から第4号までに掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 法第72条の4第1項各号(事業税の非課税の範囲)に掲げる法人、法第72条の5第1項各号(法人の事業税の非課税所得等の範囲)に掲げる法人、法第72条の24の7第7項各号(法人の事業税の標準税率等)に掲げる法人、第3項の規定により法人とみなされるもの、第4項の規定により法人とみなされるもの、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第2条第12項(定義)に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項(定義)に規定する特定目的会社並びに一般社団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額</p> <p>(2) 電気供給業(次号に掲げる事業を除く。)、ガス供給業のうちガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第5項(定義)に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業(第4号及び第56条において「導管ガス供給業」という</p>	<p>(事業税の納税義務者等)</p> <p><b>第54条</b> 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。</p> <p>(1) 次号及び第3号 に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 法第72条の4第1項各号(事業税の非課税の範囲)に掲げる法人、法第72条の5第1項各号(法人の事業税の非課税所得等の範囲)に掲げる法人、法第72条の24の7第6項各号(法人の事業税の標準税率等)に掲げる法人、第3項の規定により法人とみなされるもの、第4項の規定により法人とみなされるもの、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第2条第12項(定義)に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項(定義)に規定する特定目的会社並びに一般社団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額</p> <p>(2) 電気供給業(次号に掲げる事業を除く。)、ガス供給業(ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第5項(定義)に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業以外のもの)のうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号)附則第22条第1項(旧一般ガスみなしガス小売事業者の供給義務等)に規定する旧一般ガス</p>

みなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。第56条第1項及び第2項において同じ。）、保険業及び貿易保険業 収入割額  
 (3) 略

2～4 略

(法人の事業税の税率)

**第56条** 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業

、保険業及び貿易保険業を除く。第4項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 第54条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額  
 ア・イ 略

ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の0.4
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の0.7
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の1

(2)・(3) 略

2 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。）、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。

3 略

びに貿易保険業 収入割額。、保険業並びに  
 (3) 略

(4) ガス供給業のうち、ガス事業法第2条第10項に規定するガス製造事業者（同法第54条の2（兼業の制限）に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第38条第2項第4号（許可証）の供給区域内においてガス製造事業（同法第2条第9項に規定するガス製造事業をいう。）を行う者に限る。）が行うもの（導管ガス供給業を除く。第56条第1項及び第4項において「特定ガス供給業」という。） 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

2～4 略

(法人の事業税の税率)

**第56条** 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業（導管ガス供給業及び特定ガス供給業に限る。）、保険業及び貿易保険業を除く。第5項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 第54条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額  
 ア・イ 略

ウ 各事業年度の所得に100分の1を乗じて得た金額

(2)・(3) 略

2 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。）、導管ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。

3 略

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

(1) 各事業年度の収入金額に100分の0.48を乗じて得た金額

(2) 各事業年度の付加価値額に100分の0.77を乗じて得た金額  
 (3) 各事業年度の資本金等の額に100分の0.32を乗じて得た金額  
 5. 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの(第54条第1項第1号アに掲げる法人を除く。)が行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 略
- (2) 特別法人以外の法人 各事業年度の所得に100分の7を乗じて得た金額

(法人の事業税の申告納付)  
**第58条** 事業税の納税義務がある法人(第54条第4項の規定により法人とみなされる者を含む。第60条において同じ。)は、各事業年度に係る所得割等(第54条第1項第1号アに掲げる法人の付加価値割、資本割及び所得割又は同号イに掲げる法人の所得割をいう。)又は収入割等(同項第2号に掲げる事業を行う法人の収入割、同項第3号アに掲げる法人若しくは同項第4号に掲げる事業を行う法人の収入割、付加価値割及び資本割又は同項第3号イに掲げる法人の収入割及び所得割をいう。)を法第72条の25(中間申告を要しない法人の事業税の申告納付)、第72条の26(事業年度の期間が6月を超える法人等の中間申告納付)、第72条の28(中間申告を要する法人の確定申告納付)及び第72条の29(清算中の法人の各事業年度の申告納付)に定めるところにより、申告書に計算書等の書類を添付してこれを知事に提出し、及びその申告に係る税金を納付しなければならない。

附 則

(法人の事業税の税率の特例)

**第24条** 租税特別措置法第68条第1項(特定の協同組合等の法人税率の特例)の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第56条第1項第2号中「各事業年度の所得のうち年

4. 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの(第54条第1項第1号アに掲げる法人を除く。)が行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 第54条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額  
 ア 各事業年度の付加価値額に100分の1.2を乗じて得た金額  
 イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.5を乗じて得た金額  
 立 各事業年度の所得に100分の1を乗じて得た金額
- (2) 略
- (3) その他 法人 各事業年度の所得に100分の7を乗じて得た金額

(法人の事業税の申告納付)  
**第58条** 事業税の納税義務がある法人(第54条第4項の規定により法人とみなされる者を含む。第60条において同じ。)は、各事業年度に係る所得割等(第54条第1項第1号アに掲げる法人の付加価値割、資本割及び所得割又は同号イに掲げる法人の所得割をいう。)又は収入割等(同項第2号に掲げる事業を行う法人の収入割、同項第3号アに掲げる法人若しくは同項第4号に掲げる事業を行う法人の収入割、付加価値割及び資本割又は同号イに掲げる法人の収入割及び所得割をいう。)を法第72条の25(中間申告を要しない法人の事業税の申告納付)、第72条の26(事業年度の期間が6月を超える法人等の中間申告納付)、第72条の28(中間申告を要する法人の確定申告納付)及び第72条の29(清算中の法人の各事業年度の申告納付)に定めるところにより、申告書に計算書等の書類を添付してこれを知事に提出し、及びその申告に係る税金を納付しなければならない。

附 則

(法人の事業税の税率の特例)

**第24条** 租税特別措置法第68条第1項(特定の協同組合等の法人税率の特例)の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第56条第1項第2号中「各事業年度の所得のうち年

「 400万円を超える金額 100分の4.9 」 とあるのは	「 400万円を超える金額 100分の4.9 」 とあるのは	各事業年 円以下の 各事業年
度 の所得のうち年400万円を超え年10億 金額	度 の所得のうち年400万円を超え年10億 金額	と、
度 の所得のうち年10億円を超える金額 100分の5.7	度 の所得のうち年10億円を超える金額 100分の5.7	と、
同条第5項第1号中「100分の4.9」とあるのは「100分の4.9（各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の5.7）」とする。	同条第4項第2号中「100分の4.9」とあるのは「100分の4.9（各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の5.7）」とする。	

**附 則**  
(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。  
(法人の事業税に関する経過措置)
- 2 改正後の第54条第1項、第56条第1項及び第58条並びに附則第24条の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。  
(この条例の失効)
- 3 この条例の規定は、地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第 号）が成立しないとき、その他同法第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定の内容が当該規定に対応する改正後の栃木県条例の規定の内容と異なることとなるときは、その限りにおいてその効力を失う。  
(税務課)